

住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器の賃貸借に係る入札仕様書

1 調達概要

本仕様書は、茨城県病院局（以下「本局」という。）における住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器の調達において、調達するハードウェア及びソフトウェアの詳細な仕様、設置場所における導入設定作業及び保守の内容等を定めるものである。

2 借入期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

3 調達物品等

別紙1「機器等仕様書」に示す機器一式を調達する。

なお、費用については、調達物品に係る搬入、設置、設定、支援、障害時保守、障害回復作業、借入期間終了後のデータ消去及び機器撤去等に係るすべての費用を積算に含めること。

また、調達物品の設置に伴い必然的に必要となる物品（接続部品、配線材料等）については、本仕様書の記載の有無にかかわらず提供すること。

機器等の機種及びバージョンについては、特に指定の無い限り、最新の機種及び最新のバージョンのものを導入すること。また、システムの安定稼働及び継続した運用を担保するため、別紙1に「指定」と記載しているものは、指定以外のものには変更できない。

契約終了日までにサポートが終了しない機器等を選定すること。

ソフトウェアについては、必要となるメディア（媒体）、ライセンスも含めること。またライセンス数については、ソフトウェアの利用条件に抵触しないよう必要数を調達すること。

4 納入期限

令和4年12月末までに本局が指定する「5 機器の設置場所」に納入すること。

落札決定後、直ちに納入計画書（納入スケジュール、体制等）を作成し、本局の承認を得ること。

5 機器の設置場所

機器の設置場所は、茨城県立中央病院（笠間市鯉淵 6528）とする。

6 機器の設置方法

本局の指示に基づき、以下の作業を実施すること。

- (1) 各機器を設置場所へ直接納入し設置すること。なお、業務端末の設置作業には、セキュリティワイヤー（シリンダ錠）を用いた端末の盗難防止措置を含むこと。
- (2) 「7 導入設定作業及び支援作業の内容」中の導入設定作業を行うこと。
- (3) 機器設置後に不要となった搬入材料（空箱、緩衝材等）については、速やかに撤去すること。

7 導入設定作業及び支援作業の内容

(1) 趣旨

借入期間開始時に確実に業務を実施できるよう、本局の指示に基づき、必要な導入設定作業及び支援作業を行うこと。

導入設定作業及び支援作業にあたっては、都道府県住民基本台帳ネットワークシステムに精通した要員を配置のうえ作業を行うこと。

必要に応じ、茨城県情報システム課が委託している住民基本台帳ネットワーク県サーバ等維持管理業者（以下「維持管理業者」という。）との調整を行うこと。

※住民基本台帳ネットワーク県代表端末等維持管理業者連絡先

日本電気株式会社茨城支店 電話 029-226-1717

なお、次に掲げる内容以外の内容であっても、必要な作業については本局と協議のうえ実施すること。

(2) 業務端末等の導入設定作業

業務端末の管理情報（導入ソフトウェア、機器構成、ネットワークとの接続情報等）をもとに、機器を運用するために必要な導入設定作業として、以下の内容を実施すること。

ア 機器へのシステム導入設定作業

(ア) Windows の最新パッチ適用および Windows セキュリティポリシー情報の設定

(イ) ネットワークアドレスおよびプリンタ等の設定

(ウ) マウス、テンキーパッドの設定

(エ) DVD スーパーマルチドライブおよびその他外部記憶装置において管理者権限でのみ使用可能な設定

(オ) 地方公共団体情報システム機構が配付する業務ソフトウェアのインストール及び「導入手引書（業務端末編）Windows10 用」に基づく各種設定

(カ) 維持管理業者からの指示に従ってのパレットコントロール（遠隔管理ソフトウェア）のインストールおよび設定

(キ) 既設機器のデータ移行及び設定変更が必要な場合の設定

イ 単体動作確認作業

機器および指定情報処理機関が配付する業務ソフトウェアの動作確認を行うこと。なお、動作確認を行う機器構成について、書面で事前に本局へ提示すること。

ウ 既設機器及びネットワークへの接続確認作業

以下の内容により、住民基本台帳ネットワークと支障なく接続できることを確認すること。なお、接続に当たっては、作業日程、設定値、接続箇所、試験確認項目等を維持管理業者と協議のうえで作業を行うこと。

(ア) ネットワーク接続確認、時刻同期確認

(イ) 遠隔操作での動作確認

(ウ) ファイアウォールなどへの設定追加及び変更、並びに透過情報のログ確認

(エ) 最新の業務ソフトウェアを反映し、正常な適用を確認

(オ) 業務ソフトウェア動作確認（必ず設置場所の職員による動作確認を行うこと。）

(3) 操作者認証用照合情報読取装置の導入設定作業及び動作確認等

ア 導入設定作業

(ア) 調達してある操作者認証用照合情報読取装置を業務端末に設置すること。各作業の詳細については、操作者認証用照合情報読取装置に添付される操作者認証

用照合情報読取装置導入手引書に従うこと。

(イ) 業務アプリケーションソフトの適用をすること。また、指定情報処理機関が指定する操作者認証用照合情報読取装置に対応した業務アプリケーションを端末に適用すること。

(ウ) 操作者認証用照合情報読取装置の動作確認を行うこと。指定情報処理機関が指定する照合情報読取装置動作確認ツールを用いて、操作者認証用照合情報読取装置の動作確認を実施すること。

イ 操作者登録作業及び照合情報認証の動作確認

(ア) 操作者登録

設定した操作者認証用照合情報読取装置を用いて、操作者管理業務メニューにより、各設置場所において業務を行う職員の操作者登録を行うこと。

(イ) 照合情報認証の動作確認

照合情報認証を行い、(ア)においてシステムに登録した情報で照合情報認証が正常に実施できることを確認すること。

(4) 支援作業の内容

ア 機器に関する質疑への対応

イ 機器に対する技術的サポートおよび問い合わせ窓口の開設

ウ 維持管理業者との連携、調整作業

8 障害時保守及び障害回復作業の内容

(1) 趣旨

システムが常に完全な機能を保つように、調達物品等の障害時保守及び障害回復作業を行うこと。

(2) 作業内容

次に掲げる作業を、納入業者の責任において確実に実施すること。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムを安定的に運用するために必要なことは、当該作業以外の作業についても実施すること。

ア 障害時の連絡への対応を行うこと。

イ 障害切り分け作業を行うこと。

(3) 障害時保守及び障害回復作業

本局からの障害時の連絡は 365 日 24 時間受け付けるものとし、障害回復作業は、原則として設置場所において、本局の通常勤務時間（月曜日～金曜日 8：30～17：15）内に行う。

また、本局の連絡後、おおむね 2 時間以内に設置場所に到達し、障害の切り分けを行うこと。なお、障害の原因がこの調達物品等以外に起因すると認められる場合は、その内容を本局に連絡すること（必要に応じ、維持管理業者等への連絡も行うこと。）。

ア 障害箇所の特定制（ハードウェア及びソフトウェア）及び原因除去のための適切な対処

イ 障害回復後の正常動作確認（ハードウェア及びソフトウェア）

ウ ユーザの取扱いに起因する障害の場合は、予防のためのユーザ指導及び助言

(4) 保守部品

保守対象は、今回の調達に含まれる機器一式（ただし、通常の使用で消耗する消耗品は除く。）とするので、設置から撤去までの期間、保守部品（付属品、業務端末導

入時のソフトウェアを含む。)を常時保有するとともに、供給及び調達を保証すること。

また、保守作業に使用する交換用部品等が必要となった場合に備え、速やかに入手可能な手段及び経路を確保しておくこととし、即時の保守対応が困難な部品がある場合は、あらかじめ本局に明示し承認を得ること。

(5) 完了報告

障害時保守及び障害回復作業が完了した場合は、その都度本局に完了報告を行うこと。

(6) ハードディスクの取扱い

障害時保守にあたり取り外した故障ハードディスクについては、特定個人情報保護の観点より、持ち帰らず本局に納めること。なお、故障ハードディスクの処理（廃棄処理、等）は本局にて実施することとする。

9 保守体制

(1) 本件調達物品については、他社製のソフトウェア等のサポートも含め、一つの窓口で対応すること。

(2) 調達物件（ソフトウェアを含む。）の稼働及び保守については、物品の製造者が誰であるかにかかわらず、納入業者が最終責任を負うものとする。このことを、製造者との間の契約等によって担保すること。

10 納入成果物

以下のものを、納入成果物として電子媒体及び紙媒体（各1部）で納入すること。

- (1) 納入計画書（納入スケジュール、体制等）
- (2) 機器構成表（ハードウェア・ソフトウェア）、システム設定書
- (3) 操作マニュアル（日本語）

11 その他

(1) 契約書（特記事項を含む。）を遵守すること。

(2) 契約期間終了後は、機器の撤去及びハードディスクの取り外し作業を実施すること。
なお、取り外したハードディスクは本局の所有とすること。

(3) 設置、保守及び撤去作業を行う場合は、事前に作業者一覧を本局に提出し、その許可を得ること。変更する場合も、同様とする。

(4) すべての作業において、本局の業務及び稼働中の業務システム等に影響がある場合は、本局と協議のうえ、本局の指示に従い作業を実施すること。

(5) 本システムを運用するためのソフトウェア等について問題無く動作することを確認するとともに、導入後に不具合等があった場合は、問題無く動作するまで作業及び立会いを実施すること。また必要に応じ、本県におけるシステムの安定稼働を図るための支援作業を実施すること。

(6) ライセンス登録等が必要なものについては、本局の指示に従い登録申請を実施のうえ報告を行うこと。

(7) 本仕様書に疑義がある場合は、本局と協議し、その指示を受けること。

別紙1 機器等仕様書

各機器の仕様は、次のとおりとし同等以上の性能を有すること。

(1) 業務端末 1台

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	形状	ビジネス向けノート型パーソナルコンピュータとすること。	
2	CPU	Intel Core i3-1115G4 以上のプロセッサを 1 個以上搭載すること 周波数が 1.90GHz 以上であること コア数が 2 以上であること または、同等以上の性能を有する互換プロセッサとすること	
3	メモリ	4GB 以上搭載すること。	
4	ローカルディスク	180GB 以上を 1 個搭載すること 機器を本体に内蔵すること	ハードディスク (SSD)
5	外部記憶装置	DVD スーパーマルチドライブを搭載すること 機器を本体に内蔵すること	
6	USB インタフェース	テンキーパッドを 1 台接続できること (インタフェースは USB2.0 以上準拠とする。) 操作者認証用照合情報読取装置を 1 台接続できること (インタフェースは USB2.0 以上準拠とする。) テンキーパッド 1 台、操作者認証用照合情報読取装置 1 台、マウス 1 台を同時に接続できること。 ※USB2.0 以上準拠のインタフェースを 3 つ以上搭載すること。	
7	ネットワーク I/F	1000BASE-T または 100BASE-TX の LAN コネクタを 1 個以上搭載すること。 無線 LAN 装置、モデムを内蔵して <u>いない</u> こと (内蔵されているものは一切不可とする。)	
8	ディスプレイ	15 インチ以上で TFT 等のカラー液晶ディスプレイであること。 解像度が 1366×768 相当以上であること。	
9	キーボード	日本語 JIS 配列であること。	
10	マウス	光センサー式、スクロール機能付 USB マウスであること	
11	テンキーパッド	外付けテンキーパッドにて稼働させること。	詳細別記
12	操作者認証用照合情報読取装置	操作者認証用照合情報読取装置にて稼働させること。	詳細別記
13	その他	Microsoft Windows 10 Pro 64 ビットの動作保証がされていること パソコン本体については、省エネ法の規準に対応しているか、対象外製品であっても、省エネ法と同程度の省電力であること。(国際エネルギースタープログラムの適合など) Windows 11 にアップデートが可能なこと	

		構成を実装するうえで必要となるアダプタ類・ケーブル類・電源コード等をすべて含むこと 絶縁の電源アダプタ及びケーブルを採用していること セキュリティワイヤー（シリンダ錠）を添付すること ディスプレイサイズに合ったのぞき見防止フィルターを添付すること	
--	--	--	--

ソフトウェア要件

1	オペレーティングシステム	Microsoft Windows 10 Pro 64 ビット	指定
2	遠隔操作ソフト	パレットコントロール（JAL インフォテック社）の最新版の稼動に必要なライセンスを調達して搭載すること。なお、契約期間中はユーザーサポートサービスを受けられるようにすること。	指定
3	操作者認証用照合情報読取装置の制御	照合情報読取装置の制御が可能なこと 指定情報処理機関の指定製品（富士通㈱製生体認証ミドルウェア[NU461004]）を調達すること。	指定
4	バックアップソフト	イメージバックアップを取れるソフトを含むこと	

(2) 業務プリンタ（モノクロレーザープリンタ） 1台

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	出力用紙サイズ	A4 片面に対応していること。	
2	本体の大きさ	省スペース設計のものとし、縦、横、高さの寸法がそれぞれ最大 400mm 程度であること。	
3	解像度	600dpi 以上、モノクロ	
4	最大印字速度	A4 横片面 35 枚/分以上であること。	
5	用紙カセット	1 以上とすること（標準ホッパを添付している場合、増設ホッパは不要。）。	
6	ページ縮小機能	「A3→A4」の縮小が可能であること。	
7	インタフェース	100BASE-TX、USB2.0 の各インタフェースを装備していること。	
8	その他	Windows 10 Pro 64 ビット及び Windows Server 2016 で動作可能であること 上位機器との動作を保証すること	

(3) テンキーパッド 1台

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	インタフェース	USB2.0 以上準拠であること テンキーパッドの操作者と業務端末間の距離を考慮し、十分なケーブル長を有すること	
2	供給電源	USB インタフェースを通じた上位装置からの電源供給とすること。	
3	その他	0~9 の数字が入力できること。	

(4) 操作者認証用照合情報読取装置 1台

項	機能	仕様	備考
ハードウェア要件			
1	インタフェース	USB規格：USB2.0 準拠 USBコネクタ形状： 上位装置側 シリーズAプラグ(Standard A) 読取装置側 ミニBプラグ 供給電源：DC5V500mA 但し、USBバスパワーから供給すること。	
2	動作環境条件	動作環境：使用メモリ（OSの推奨値に準拠していること。） 使用環境：温度（5～35℃）、湿度（20～80%RH 結露なきこと。） 照明環境：自然光（太陽光）3000ルクス以下（照合時）、 2000ルクス以下（登録時）かつ、直射日光が当たらないこと。 蛍光灯 3000ルクス以下（照合時）、2000ルクス以下（登録時）。 ハロゲン/白熱灯 700ルクス以下（照合時）、500ルクス（登録時）かつ、光がセンサー面を直射しないこと。	

※指定情報処理機関の指定製品（富士通㈱製・住基ネット用操作者認証装置（ガイド有））「FAT13FPJL1」とすること。

(5) その他

- a 以下のソフトウェアは、指定情報処理機関で当仕様に対応するライセンス数が配布されるため、当該端末に対してインストール・設定作業を行ったうえで、問題無く動作することを確認すること。

項目	機能	製品名	バージョン	製造元	ライセンス数
業務端末	ファイルデリバ リソフト	ESMPRO/DeliveryManager クライアント	6.2	日本電気㈱	(注1)
	振る舞い検知	F F R I y a r a i	3.2	株式会社 F F R I	(注1)

(注1) 業務端末向けのライセンスは、業務端末の台数分を配布する。

- b 業務端末については、本県指定の場所へ設置のうえ、システムが問題なく動作することを確認すること。当該作業にあたっては当仕様書及び住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関より提供される「導入手引書（業務端末編）Windows10 用」の内容並びに指定情報処理機関の各種資料に沿って、確実に作業を実施すること。なお、「導入手引書（業務端末編）Windows10 用」は指定情報処理機関により随時更新されていることから、作業の実施にあたっては最新版の情報を元に作業を行うこと。

プリンタについては、必要書類が特段の設定がない状態で使用できるよう調整し、業務端末とともに設置すること。

なお、これらの作業の実施時期は本局と協議のうえ決定すること。